

長崎県公安委員会規則第21号

放置違反金等の滞納処分に関する規則を次のように定める。

平成18年5月26日

長崎県公安委員会委員長 犬尾 博治

放置違反金等の滞納処分に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4第14項に規定する放置違反金及び放置違反に係る延滞金(以下「放置違反金等」という。)の滞納処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(徴収吏員の指定等)

第2条 放置違反金等の滞納処分に関する事務は、警察官又は警察職員のうちから長崎県警察本部長が指定した者(以下「徴収吏員」という。)に行わせる。

2 前項の指定を行う場合は、別記様式の徴収吏員証を交付するものとする。

3 徴収吏員が滞納処分を行うときは、徴収吏員証を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(細目への委任)

第3条 この規則で定めるもののほか、放置違反金等の滞納処分に関する必要事項については、長崎県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

第 号

徴収吏員証 2.0cm

写真 1.8cm

階級等

氏名

年 月 日生

長崎県公安委員会 印

年 月 日交付

7.96 cm

4.79cm

（裏）

この証票は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項の規定による放置違反金等の滞納処分に関し、調査、質問、検査、捜索及び差押えを行う徴収吏員であることを証明するものである。